

監査手続の概要

1 監査の対象とする特定の事件(テーマ)

教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理運営について
群馬県立女子大学、群馬県立農林大学校、群馬県立保育大学校

2 監査対象期間

原則として平成 14 年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

3 テーマ選定の理由

厳しい経済環境、少子化の世相となり、大学は本格的な競争の時代を迎えている。地方の大学が競争に勝ち抜くには、他大学との連携など基盤を強化することが必要であり、すでに女子大学は高崎経済大・前橋工科大との連携を打ち出している。専門の大学校についても存在意義を含めた競争の厳しさは同様であろうと考えられる。

県財政も厳しい見直しが行われている現況であり、教育には費用もかかるので、県の健全な財政運営に資するため、各大学及び大学校の財務事務の適正な執行状況、管理運営の妥当性について監査する必要を認めた。

また、大学の地方独立行政法人化についても法的な環境は整いつつあり、地方独立行政法人に移行するには何が必要かを検討しておくこと、さらに、農林大学校・保育大学校は文部科学省管轄外の大学校であるが、そのあり方について検討することも意義あることと認めた。

4 外部監査の要点

- (1) 契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令に準拠し適切に行われているか。
- (3) 会計事務は関係法令等に準拠し適正に処理されているか。
- (4) 大学及び大学校の管理運営状況は、経済性や効率性を踏まえて適切に行なわれているか。
- (5) 各大学及び大学校のあり方はどうか。
- (6) 地方独立行政法人の関係法令を前提とした場合、県立女子大学の財務書類はどのようになるか。

5 主な監査の手続

- (1) 契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。

- (2) 使用施設、物品及び図書等の管理状況については、現場視察、現品実査及び棚卸の実施状況等を検討した。
- (3) 会計事務手続については、担当者への質問及び関係法令及び書類との照合を行った。
- (4) 資金収支の実態、特に人件費について検討した。
- (5) 大学及び大学校のあり方については、入試状況、就職状況、地域貢献状況、業務実施コスト等について検討した。
- (6) 県立女子大学について「国立大学法人会計基準」を参考にして財務書類を試算した。

群馬県立保育大学校

第1 監査対象の概要

1 目的及び経緯

(1) 目的

「愛・尊敬・信頼」の精神を教育理念として、児童の保育に従事する保育士を育成するため、高度な専門知識や技術と共に、幅広い一般教養を習得させることを目的とする。

(2) 経緯

群馬県立保育大学校は、児童福祉法による児童福祉施設において児童の保育に従事する保育士を養成するために設置された。

保育士養成施設の指定については、これまで児童福祉法施行規則（昭和23年）の規定によるほか「保母を養成する学校その他の施設の指定基準について」によりその基準が示されてきたが、今般、「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）が平成14年4月1日より適用されることになったことに伴い、平成13年6月29日付けで指定保育士養成施設指定基準が定められた。

この基準によれば、指定保育士養成施設は、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格見識を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業教育機関としての性格を有する。この目的及び性格に鑑み、その組織及び施設については、特にその機能が十分に発揮できるように充実されなければならないとされている。

2 主な沿革

年 月		摘 要
昭和27年	6月	保母養成施設として開校：群馬県立高等保母学院と称す。
昭和34年	2月	前橋市紅雲町に移転。
昭和42年	1月	前橋市光が丘町に移転。群馬県立保育専門学院と改称。
昭和45年	4月	組織改正：福祉大学校に併合され、福祉大学校保育学科となる。
昭和49年	4月	組織改正：群馬県立保育大学校となる。
昭和55年	4月	男子の入校を許可する。
平成4年	4月	推薦入校試験を導入する。

3 施設の概要

(1) 土地

財産名称	区分	面積 (㎡)	備考
敷地	公共用	17,752.79	
合計		17,752.79	

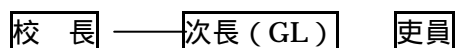
(2) 建物等の概要

財産名称	延床面積 (㎡)	取得年月
第一校舎	1,275.10	S42年2月
第二校舎	446.73	S45年2月
寄宿舍	449.97	S43年3月
体育館	675.00	S48年3月
物置その他	231.55	
合計	3,078.35	

(注1): 当初取得価格は、合計112,459千円。

4 大学校組織図

(1) 組織図



(2) 教職員の状況

区分	事務吏員	非常勤職員	小計	非常勤講師	合計
人数	6	4	10	35	45

5 入学者の状況及び卒業生の就職状況

(1) 学生定員

1 学年 60 人である。

(2) 入学試験応募状況・倍率・合格人数・入学人数等

最近5年間の入学試験の応募状況・倍率・定員・合格人数・入学人数等の推移は次表の通りである。平成7年度より受験者数、倍率とも急増している。

(単位:人)

年度	受験者	内推薦	合格者	内推薦	入校者	内推薦	倍率	内推薦
平成11年	78	(34)	64	(29)	58	(29)	1.22	1.17
12	131	(59)	69	(32)	66	(32)	1.90	1.84
13	111	(57)	69	(37)	67	(37)	1.61	1.54
14	136	(68)	71	(41)	69	(41)	1.92	1.66
15	113	(62)	66	(41)	63	(41)	1.71	1.51

(注1) 表中の()内の数値は推薦の内数である。

(注2) 平成4年度より推薦入校試験を実施、当初は定員の30%程度であったが、現在は50%程度である。

(注3) 推薦入学の対象は県内高校在学者に限定されている。一般試験は制限なし。

(3) 入校者の県内出身者割合について

最近5年間の県内出身者割合は、次表の通りである。県内高校の出身者の割合が極めて高いことを示している。

<最近5年間の入校者の出身状況>

(単位:人)

平成年度	県内高校	県外高校	短大他	4年制大学	その他	合計	県内高校の割合%
11	49	2	7			58	84.5
12	63	1	1	1		66	95.5
13	63	1	2	1		67	94.0
14	63	1	2	2	1	69	91.3
15	58	1		4		63	92.1

(4) 卒業生の就職先:

最近5年間の就職先の推移は次表の通りである。私立系の保育所が多い。

(単位:人)

卒業年度	県内保育所			県内施設	県外他	合計
	公立正規	公立嘱託	私立			
平成10	5	0	51	2	9	67
11	5	6	49	0	2	62
12	5	2	38	5	6	56
13	3	2	52	3	4	64
14	2	4	52	3	3	64

当校の就職状況は良好である。現在保育所の求人状況は活発であり、公立保育所の正規職員は狭き門であるが、それ以外であればほぼ100%の就職率であるが最近厳しさが増してきている。

6 財務状況について

(1)「保育大学校費」の支出の推移は次の通りである。

	(単位:千円)		
科目	平成12年	平成13年	平成14年
保育大学校費			
報酬	21,670	22,149	22,421
共済費	875	844	962
報償費	1,946	2,271	2,268
旅費	2,156	2,783	2,545
需用費	4,477	4,577	4,275
委託料	1,315	1,451	1,284
備品購入費	1,651	1,073	887
その他経費	1,189	1,455	1,461
経費計	35,279	36,603	36,103

(2) 県職員の人件費

	(単位:千円)		
科目	平成12年	平成13年	平成14年
職員人件費			
給料	27,082	28,072	27,660
職員手当等	15,422	15,514	14,231
共済費	8,562	8,807	8,367
経費計	51,066	52,393	50,258

(3) 県費負担の概算については次のようになる。

	(単位:千円)		
科目	平成12年	平成13年	平成14年
支出			
保育大学校費	35,279	36,603	36,103
県職員人件費	51,066	52,393	50,258
支出計	86,345	88,996	86,361
収入			
授業料収入	6,561	10,584	14,364
使用料収入	60	59	60
その他収入	21	52	35
収入計	6,642	10,695	14,459
差引県費支出額	79,703	78,301	71,902

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていると認められた。

第3 意見

1 契約事務について

保育大学校における契約事務について、契約件数は少ないが、随意契約に関して検討すべき事項が認められる。

(1) 契約状況

当校における工事契約等の件数は、次表に示すごとく少ない。1件当たりの金額でも平成13年度の指名競争入札の5,250千円が最近3年間の最高額となっている。

契約形態	見積り件数	平成12年度	平成13年度	平成14年度
指名競争入札		2	1	0
(指名参加数)		(8~9)	(9)	
随意契約		4	6	6
(随契件数)	3者	(3)	(3)	(5)
	1者	(1)	(3)	(1)
契約件数計		6	7	6
A社契約件数		4	4	4

(2) 随意契約について

工事関係支出では特定の業者が工事を請負っている。これは営業が熱心で、しかも下見積りに協力してくれ、近隣であるとの理由による。また、見積合せでも数社に固定化されている。

しかし、同一業者との継続的な随意契約は、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済性の観点から改善を要すると考えられる。また、見積合せでも対象業者を限定せずに広く見積書を徴収する等の対応が必要と思われる。

2 図書の管理について

図書の現物管理については、原簿記載事項、未返還図書の管理など改善を要する事項が認められる。

図書室の蔵書は約6,500冊であるが、兼任者により図書室の出入り管理、返却図書の整理

等が実施される程度である。図書室利用規程はあるものの、帯出時の記録、返却時の記録とも帯出者本人により貸出ノートに記載される状況にあり、自主管理の状況にある。保育大学の図書購入予算は、平成 14 年度は 50 千円であり、購入数も教育施設としては少ない。

(1) 図書原簿の記載事項について

図書原簿については、ここ数年間、受入年月日・受入価格等の記載が無く、記載内容は不十分である。購入図書を書架に並べるまでに、分類番号の特定、ラベル作り、その貼付などの作業があるが、図書管理の専門家である司書がいなかったため、特に分類番号の特定が難しく、作業が遅れる状況もある。

(2) 未返還図書の管理について

未返却図書については、貸出ノートを査閲すると、返却予定日を経過したもの、返却予定日欄に記載のないものが散見されるが、実態が明確でないため返却の督促は行われていない。貸出ノートの返却日欄に記載のあるものも含め、事実確認が行われていないため、未返却図書の特定ができない状況にある。

また、年度終了後、貸出ノートは処分されているが、貸出ノートは一定期間保存しておくことが必要である。次に、これまで実地棚卸は行われていないが、専任の図書室管理者もいないので、蔵書管理を徹底するため、重点的に図書の棚卸を実施する必要がある。

3 会計事務及びその他支出について

(1) 請求書の日付について

請求書の日付は、必ず記載するよう指導すべきである。

支出に関する業者からの請求書にはほとんど日付が入っていない。請求書に日付を入れないことが慣行になっているものと思われる。いつの請求かを明確にするために業者には請求書に日付を入れるように指導すべきである。

(2) 一般会計と保護者会の支出の区分について

学校と保護者会の支出について区分すべき規程等は無く、どちらが負担すべきか曖昧なものが見受けられるので一定の基準を設定すべきである。

ア 備品購入について

平成 15 年 5 月、学校では甲社から購入した会議用テーブル 5 台分 88 千円、また、同月の保護者会では同じ甲社から購入した同じ会議用テーブル 5 台分 88 千円を支払っている。また、平成 15 年 5 月教室のカテクリングについて、乙社に対し学校が 71 千円、保護者会が 91 千円支払っている。

これらの取引はそれぞれ一連の取引であり、学校で支払ったもの、保護者会で支払ったものについての差はなく、請求書の宛名はすべて保育大学校名である。また、保護者会と学校の支払区分については規程がない。

保護者会の支出については定期総会で事業計画の承認を受けているが、上記のような支出がなされていることは保護者会の趣旨とは違うものと考えられる。保護者会の性質等を考慮して支出については一定の基準を設けるべきである。

イ 保護者会から支出されている工事費について

平成 13 年 12 月に駐車場照明設備工事 404 千円が保護者会から支出されている。特に学生の記念事業でもないし、しかも学校の資産になるべきものであるから、本来は学校が支出すべきものと思われる。

4 群馬県立保育大学校のあり方について

最近、保育に関する大学及び短期大学は急増するとともに、保育大学校の保育士教育の指導的役割は薄れてきている。これに伴い就職も厳しさが見えはじめている。保育大学校のあり方について、中長期ビジョンにたった方針を定めることが緊急の課題である。

(1) 保育大学校の現状分析：

ア 入校試験の状況について

最近 5 年間の入学試験の応募状況・倍率・合格人数・入学人数等の推移は、監査対象概要の 5 (2) の通りである。平成 7 年度より受験者数、倍率とも急増しているが、その要因は経済不況や女性就労者の増加、保育時間の延長(時間外)による需要増等により保育士希望者が急増したためと考えられる。当校は県内でも 1 番古く(昭和 27 年厚生省指定)また、卒業生の実績や授業料が安いことも受験者急増の要因となっている。入校者の最近 5 年間の県内出身者割合は、県内高校の出身者の割合がきわめて高い。

イ 卒業生の就職先：

最近 5 年間の就職先は私立系の保育所が多い。現在保育所の求人状況は活発であり、公立保育所の正規職員は狭き門であるが、それ以外であればほぼ 100% の就職率である。その要因としては、下記の理由で新規保育士の求人が多いことが挙げられる。

前述のとおり、経済不況、女性の就労増加、保育時間の延長(時間外)、保育児童の低年齢化(2, 3 年保育、ゼロ歳児保育)等により待機児童が続出するほど保育所の需要が急増していること。

保育士の労働環境は決して楽なものではなく、早番・遅番等の交代制勤務があり、

また、保育所の超過定員枠の容認（定員数の弾力化）に伴い保育児童数が増加していること。

保育士の賃金水準は決して高くなく、労働環境も厳しいため若年での退職者もかなり多い。

しかし、社会情勢の変化に伴い、卒業予定者に対する保育所等からの求人数は全体的に減少傾向にある。また、平成 14 年度から県内における保育士の養成数が増加したことを受けて、平成 15 年度の就職状況は例年に無く厳しい状況になっている。

なお、保育所は、従来定員を超えて入所させることは禁止されていたが、昭和 57 年度から保育所が不足気味の地域において、年度の途中で緊急に入所が必要となった場合、一定の条件の下に許可定員を超えて入所させること、及び運営費を支弁することができるような特別措置が講ぜられた。

（平成 13 年度から適用の条件）

- ・年度当初の弾力化 概ね 15%
- ・年度途中の弾力化 概ね 25%
- ・年度後半の弾力化 無制限

ウ 保育所の運営状況について

（ア）保育所の設置状況

群馬県内における保育所の状況は次表の通りである。施設数は 404 あり、平成 15 年 5 月 1 日現在の定員数 37,184 人に対する入所率は 106.6%となっている。

< 保育所の設置及び入所状況 >

（H15.5.1 現在）

区分		施設数	定員数 (人)	入所人数 (人)	入所率 (%)
市部	公立	71	6,740	7,135	105.9
	私立	187	17,365	19,260	110.9
	計	258	24,105	26,395	109.5
郡部	公立	71	6,929	6,531	94.3
	私立	75	6,150	6,711	109.1
	計	146	13,079	13,242	101.2
県計	公立	142	13,669	13,666	100.0
	私立	262	23,515	25,971	110.4
	計	404	37,184	39,637	106.6

（注）入所率 = 入所人数 ÷ 定員数 × 100

(イ) 県内保育所の職員数の状況

群馬県内における保育所の職員の状況及び新規採用の状況は次表の通りである（平成 15 年 4 月 1 日現在）。保育所の新規採用の人数は 903 人であるが、保育士の採用は常勤・非常勤あわせて 727 人となっている。

（単位：人）

区 分	職員の状況			新規採用（平成 15 年）			
	公立	私立	計	公立	私立	計	
主任保育士	289	260	549				
保育士	常勤	1,183	3,126	4,309	186	449	635
	非常勤	86	247	333	45	47	92
保育所の職員合計（所長等を含む）	常勤	2,001	4,436	6,437	225	523	748
	非常勤	279	633	912	80	75	155
	合計	2,280	5,069	7,349	305	598	903

エ 保育士養成校の状況について

(ア) 全国の保育士養成校

全国の保育士養成校は、平成 14 年 4 月 1 日現在 386 校ある。このうち、大学が 75、短期大学が 227、専門学校が 73、その他の施設が 11 であり、保育大学校が含まれる施設は全国的に減少傾向にある。また、公立の専門校のうち 1 校は来年廃止の予定とのことであり、「施設」のあり方が問われている。

(イ) 群馬県内の保育士養成校の状況

群馬県内における保育士養成校は平成 15 年度現在では 11 校となっている。公立は県立保育大学校のみである。入学定員数は 790 人であるが、実際の入学者は定員の 110～120%以上と推定される。

< 県内保育士養成校の状況 >

区分	種別	校数	修学年数	入学定員（人）	初年度経費（千円）
公立	施設	1	2	60	276
私立	専修校	3	2	185	1,040
		1	3	50	550
	短大	4	2	430	1,282
	大学	2	4	65	1,427
合計		11		790	

（注）初年度経費：入学金・授業料・その他（教育振興費・設備費等）

各学校とも人気が高く、入校定員数を越えて学生を入学させている。活況を呈している要因としては前に記載した項目のほかに、保育士の資格が国家資格になったこともあげられる（児童福祉法第 18 条の 6）。

授業料等については各校まちまちであるが、本校は県立高校とほぼ同額（年 108 千円）の授業料を徴収している。なお、他の学校の授業料は私学のため、かなり高額である。

オ 業務コストについて

（ア）コストの範囲

保育大学校における平成 14 年度の県費支出は 40,076 千円であるが、大学校の県費総コストとしては、このほかに県職員の人件費・建物施設の取得費に係る費用も考慮する必要がある。

（イ）コスト試算

追加事項を含めて総コストの概算を試算すれば次のようになる。

摘 要	金額（千円）	備 考
支出済み額	40,076	県の一般会計当校の支出額
職員人件費	50,258	当校職員の人件費
建物施設等取得費	2,663	（注 1）
退職給与相当額	1,814	（注 2）
（計）	94,811	
学生数	（131人）	学生総数
学生一人当たり費用	723	
授業料納付額	108	年間納付額
差引県費負担額	615	

（注 1）建物等の当初取得費の合計額（112,459 千円）を基礎とし、耐用年数は 35 年と仮定して、定額法に準じて減価償却費相当額を試算したものである。

（注 2）当年度の退職給与は当年度発生相当額を試算したものである。

（注 3）公債利息、土地賃借料相当額等も考慮すべきであるがここでは概算計算ということで省略している。

カ 地域貢献

公開講座・研修教育指導

公開の研修教育講座の実態は次の通りである。

- ・平成 14 年 11 月 16 日 「子供の絵はどう見るの？」

本校講師 栗原千草 先生 於教室

- ・平成 14 年 12 月 1 日 「親子で遊ぼう リズムとダンス」

本校講師 金井憲子 先生 於講堂

公開講座はいずれも参加無料、定員 40 名だが、好評で申し込み超過者は断っている状態である。なお、講師報酬は通常報酬であり、託児アルバイト（26 人程）に本校学生を使っている。

(2) 教職員について

ア 学生教育指導

当校の授業は、非常勤講師 35 名と教科担当専任職員 4 名（事務を兼務）によって行われている。非常勤講師の受け持ち時間は概ね週 2 時限（1 時限 = 1.5 時間）又は週 4 時限と平均化されており極端な偏り等は無い。又、教科担当専任職員 4 名の兼務も無理の無い範囲に設定されている。

参考：非常勤講師の報酬について：1 時限 = 9,200 円、2 時限 = 18,400 円

なお、兼務職員 4 名の俸給は、通常の給与の範囲内である。

イ 県職員の人事異動が与える影響について

当大学校の職員は県職員であるために、3 年程度で人事異動の対象になる。平成 15 年 9 月 30 日現在の常勤職員 6 名の勤続年数は、校長 1 年 6 ヶ月をはじめとして 6 ヶ月、1 年 6 ヶ月、3 年 6 ヶ月、2 年 6 ヶ月、6 ヶ月と短い。教育という観点からは、3 年間程度の短期間では、設立当初の目的である職業訓練校の域を超えることは難しく、優れた指導者の確保や学校運営の充実という効果を期待することは難しいと思われる。

学校教育又は学校運営という特殊要因を考慮した配慮が望まれる。例えば、2 年間の担任期間を 2 回、すなわち 4 年のサイクルにして、半数ごとに入れ替える（常に経験者を残す意味で）等も一法であると思う。

ウ 専任の教科担当職員の必要性について

既に上記アで述べたように、当校では専任の教科担当職員は置かず、非常勤講師 35 名及び専任職員 4 名が教科を担当している。

しかし、教員数については、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 で概ね学生 40 人につき 1 人以上を置くものと保育士養成施設の指定要件が定められており、さらに行政指導（ガイドライン）として、「指定保育士養成施設の指定基準について」平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 4 3 8 号によって指定保育士養成施設は、専任の教科担当職員を入学定員 50 人につき 6 人以上置かなければならないことになる。

当校は入学定員 60 人（学生数約 120 人）であることから、専任職員 4 人という人数は指定要件を最小限クリアーしているものと言えるが、ガイドラインに照らしてみると、教育体制を現状のまま継続するとしても 6～7 人以上の専任職員を置くことが要請されることになると思われる。また、専任教員に対しては、ガイドラインでは研究室を備えることになっているが、当校には無い。

保育に関する社会環境が変わり、教育機関が職業訓練校的なものから、保育に関する指導者・教育者を養成するものへと変わってきているものと思われる。

（3）問題点

最近、保育に関する大学や短期大学が急増し、県立の保育士養成校としての所期の役割は終わったのではないかと考えられる今、次の目標が見えてこないのが問題である。施設は老朽化してきており、最近制度が変わり人事面の強化も必要になる状況であるが、保育大学校の今後の方向性や県の指針等は現在のところ模索中であり、これといった結論は出ていないことが問題である。

県立保育大学校の存続に関する意見としては、次のような事項が挙げられている。

<賛成論>

民間ではまだまだ質的に充分ではなく、教育水準をリードする意味でも県の運営が必要である。

保育の仕事は基本的に市町村行政の範疇であるが、人材育成は市町村だけでは無理で、県政としてこれを行う必要がある。

学生 1 人あたり経費は約 72 万円程であり、財政負担はさほどでない。

他県の例では、4 年制大学に移行して民間をリードする方向のものがある。

岩手県

<反対論>

昔（保育士教育をリードしていた時代）はよかったが、現在のような施設のみの運営方式は中途半端である。学校教育法の学校（短大、専門学校等）ではないので卒業しても短期大学卒業等の資格が得られない（ただし、保育士という国家資格は

与えられる。

民間の保育士養成学校が次々と設立されて充実してきており、民間でできるものは公営で行う必要性がないのではないかと。

厚生労働省としても今後の指針については特にはっきりとした指針を出していない。

他県の例では、行革の一環として廃止の上民間に委ねる事例が出てきている。

千葉県、宮城県、東京都

(4) 保育大学校のあり方について

今後考えられる方向としては、存続か廃止かの方針決定がまず必要であり、次に、存続を前提にする場合には現状維持、民間移管（県立の廃止）または4年制大学への移行があげられる。

まず、現状維持についてであるが、群馬県内における平成15年4月1日現在の保育士の採用は、すでに見た通り727人となっている。しかし、採用の内訳をみると県外の養成所から約150人が採用されているので、県内の養成所からの採用は580人弱と推定される。同年度における卒業予定者はすでに採用者数をかなり上回っており、今後の就職については厳しい状況になると推測される。県立保育大学校の場合は100%の就職率ということであるが、今後就職が厳しくなるのは当校も同様であろう。

民間の教育機関は県内においても10校あり、その内4年制大学が2校、短期大学が4校と充実してきている。

保育大学校は学費が安く、教育の機会均等に資するものであるということも頷けるが、全ての学生がこの対象になるわけではなく、必要と認められる民間機関の学生に対しては、貸付制度や補助制度などによる支援手段も考えられる。

県としては業務コスト概算でみるように、平成14年度においては県費はあまりかかっていないが、国のガイドラインによれば、今後は教育体制が現状のままでも専任の職員を6人以上置くなど人件費が多くなり、専任職員の施設の充実も必要とされている。民間事業と競合する事業に対し県費をかける意味が問われることになる。

県立保育大学校の職業訓練校的な所期の役割はすでに達成している状況であり、県立としての特色が出せない限り、公立の養成施設の存在意義が問われることになる。他県では廃止の方向にあるものもあり、現状維持は、やがて廃止の方向へ向かわざるを得ないと思われる。

次に、民間移管については、今後少子化がさらに進行すると予測され学生数は減少傾向にあり、また、民間養成校の学生が保育施設等に全員は就職できないなど、過剰状態になりつつあるので、現状のままの移管は意義が薄いといえる。

さらに、県立として特色を出せる可能性があるものとして4年制大学への移行が挙げら

れる。大学には教授・助教授・助手という研究や教育専門の先生がいるが、大学校にはそういう専任の先生はいず、先生は主に嘱託職員である。これでは大学と大学校との間では教育の質に差が生じて来るのはやむを得ないと思われる。

今後は、保育士についても全人格的教育が必要になり、職業訓練校的教育から教育指導者の養成へ脱皮する必要があると考えられる。県が保育士養成事業を継続する以上は、業界の指導者となり得る保育士を育成することが可能な制度を整える必要があるが、その方法として4年制大学へ移行する事が挙げられる。この場合、設備投資や教員確保など高額な費用がかかることになるが、厳しい県財政を考慮すれば、県立大学を統合してその一学部とすることも考えられる。

しかし、群馬県内における保育士養成制度は2～3年制の学校が多いものの、全国的には4年生大学は既に75校もあることから、すでに啓蒙的な意義は見出せず、県が行う事業としての大きな効果は期待できないと思われる。

保育大学校については、明確な中長期ビジョンを持たず、保育界の指導的立場を築けなかったことが厳しい現実の要因になっていると考えられる。保育士の再教育・研修等の検討を始めたようであるが、従来の教育に徹するか、その場合県費投入の意義をどこに見出すか、あるいは大学に移行するか、廃止も視野に入れて保育大学校の今後のあり方について再検討し方針決定する必要がある。